

## パブコメ意見一覧

整理番号	意見全文
1	<p>「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格（エレクトロリカルウェーブスペック）」及び「通信規格（トランスミッションスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「トランスポンダー（中継器）」から成る「ファンクションコード（チャンネルコード及びソースコード）」のポート通信での「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造。（イ）「電話回線（テレコミュニケーション）」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー（セッションイニテーションプロトコル）」の構造。（ウ）「インターネット回線（ブロードバンド）」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー（ドメインネームシステム）」の構造。（エ）「テレビ回線（ブロードキャスト）」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式（システムスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「3G（第3世代）」における「GPS（グローバルポジショニングシステム）」から成る「3GPP 方式（GSM 方式及び W-CDMA 方式）」の構造。（イ）「4G（第4世代）」における「LTE 方式（ロングタームエボリューション）」から成る「Wi-Fi（ワイアレスローカルエリアネットワーク）」の構造。（ウ）「5G（第5世代）」での「NR（New Radio）」における「MCA 方式（マルチチャンネルアクセス）」から成る「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造。具体的には、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」の導入により、IT ネットワークの構造。例えばですが、ファイアウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側（プロバイダー側）←ルーター⇄ファイアウォール⇄スイッチ→エッジ側（ユーザー側）」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。（イ）エッジコンピューティングでは、Web 上における「URL（ユニフォームリソースロケータ）」での「HTML（ハイパーテキストマークアップラングエッジ）」から成る「API（アプリケーションプログラミングインタフェース）」に導入により、「HTTP 通信（ハイパーテキストトランスファープロトコル）」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS（HTTP over SSL/TLS）」の融合により、AI ネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間（情報空間）」及び「フィジカル空間（物理空間）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「サイバー空間（情報空間）」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー（メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー）」から成る「リレーポイント（中継点）」での「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」が主流な構造。（イ）「フィジカル空間（物理空間）」では、「AP（アクセスポイント）」が主流な構造。要約すると、「ボット（機械における自動的に実行する状態）」による「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」でのマルウェアにおける「C&amp;C サーバー（コマンド及びコントロール）」では、「LG-WAN（ローカルガブメントワイドエリア</p>

## パブコメ意見一覧

整理番号	意見全文
	<p>ネットワーク)」を導入した「EC（電子商取引）」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP（ネットワークタイムプロトコル）」の場合では、「検知（ディテクション）⇒分析（アナライズ）⇒対処（リアクションメソッド）」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ページの7行目「以下のとおりとする。」は「以下のとおりとしている。」のほうが良いと思います。</li> <li>・ 9ページの（7）の2行目「（2）」について：崩壊について述べているのは（4）ではないのか？</li> <li>・ 9ページの（7）の6行目「以上のことから、」は「しかしながら、」などのほうが良いと思います。（7）の6行目までの前段の記載内容から6行目以降の後段の記載内容は導かれないと思うので。</li> <li>・ 10ページの5行目「各ポンプ室」は、7ページの1.（2）の2行目「各海水ポンプ室」と同じものを指しているのか？</li> <li>・ 11ページの2.（1）丸数字1の「敷地周辺における河川が存在」について：津波ガイドは、敷地における河川が存在についても言及しているのではないかと。（ガイドの24ページの4行目）</li> <li>・ 13ページの（1）の2行目「図等に明示」は後段に記載が無いが確認したのか？</li> <li>・ 13ページの（1）の3行目「示している」は「要求している」のほうが良いと思います。他の箇所と同様に。</li> <li>・ 14ページの7行目と8行目の間の空白行は不要ではないか？</li> <li>・ 17ページの最下行から上に4行目「約3.7mm」は、異物逃し溝の深さ及び幅の寸法を指していると理解してよろしいか？</li> <li>・ 17ページの最下行「数mm以上」は「粒径数mm以上」のほうが良いと思います。</li> <li>・ 18ページの（6）の2行目「機能を確実に確保することを示している」について：津波ガイドは、「津波監視設備を設置することを要求している」のではないのか？</li> <li>・ 18ページの（6）の7行目「中央制御室」は「1号及び2号炉中央制御室」と明示的に記載したほうが良いと思います。</li> <li>・ 18ページの（6）の11行目「昼夜問わず」について：前段に記載が無いが、申請書等には記載があるのか？</li> <li>・ 18ページの（6）の11行目「原子炉制御室」は「中央制御室」のほうが良いと思います。7行目の例と同様に。</li> <li>・ 20ページの最下行から上に6行目「1号炉及び2号炉の海水ポンプ室」は「1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室」のほうが良いと思います。7ページの22行目の例と同様に。</li> <li>・ 20ページの最下行から上に5行目「3号炉及び4号炉の海水ポンプ室」は「3,4号炉海水ポンプ室」のほうが良いと思います。7ページの22行目の例と同様に。</li> <li>・ 22ページの4行目「上記の命令」と、6行目「上記命令」とは、どちらかに字句を統一したほうが良いと思います。</li> </ul>

## パブコメ意見一覧

整理番号	意見全文
3	どの範囲までのリスクを想定するか、議論の余地はありますが、福島のようなことにならないよう慎重に審査をお願いします。
4	再稼働させれば、使用済み核燃料など、核のゴミが大量に出る。処分方法も確立されていない現在、ゴミが安全になるまで十万年間、安全に保管することは、不可能である。高浜1号機及び2号機は稼働から40年以上経過した原発である。更に20年間稼働を延長しようとしているが、全世界で60年間稼働した原発はない。日本は世界有数の地震、火山、台風等の自然災害の多い国である。地球温暖化で今後、台風の巨大化、記録的豪雨等が予想される。3号機、4号機を含め、原発を再稼働させるのは、非常に危険である。また、孫、曾孫など将来の世代に非常に危険な負の遺産を残すことになる。以上の理由により高浜1号機、2号機、3号機及び4号機の再稼働に絶対反対である。これ以上、核のゴミを増やさないように、即廃炉にすべきである。
5	「基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲート閉止の判断について、潮位観測システム（防護用）のうち2台の潮位計の観測潮位が閉止判断基準に到達したことを確認した場合に取水路防潮ゲートを閉止する等の手順を整備する」としている。これは安全側に立った手順とはいえない。1台の潮位計だけでも観測潮位が閉止判断基準に到達したことを確認した場合に取水路防潮ゲートを閉止する等を行うべきである。「2台の潮位計の観測潮位が閉止判断基準に到達したことを確認した場合に取水路防潮ゲートを閉止する等の手順を整備する」ことを「設置許可基準規則に適合するものと判断」するのは不適當である。
6	中央制御室における津波監視について、1号及び2号炉中央制御室と3号及び4号炉中央制御室の連携により、閉止判断基準に到達したことを確認して、取水路防潮ゲートの閉止操作機能を有する1号及び2号炉中央制御室において取水路防潮ゲートの閉止操作を行うとしている。しかし、中央制御室間の連携を非常時においてリアルタイムで確実にできる保証はない。衛星電話は災害に強いとされるが、激しい降雨、太陽雑音で回線品質が劣化する場合がある。中央制御室間の連携を必要とする取水路防潮ゲートの閉止操作を、「設置許可基準規則に適合するものと判断」するのは不適當である。